

栗山町中小企業等事業継続給付金概要

新型コロナウイルス感染症拡大のため、事業収入が減少した中小企業等に対し、事業継続を支援するための給付を行います。



◆ 支援対象事業者 ◆

- ①町内において営業をしている事業所を有し、事業収入を得ている法人又は個人
※町外に本社を置く法人、町外に住所を有する個人事業者を含む。
- ②法人にあっては、資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。
資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、従業員の数が2,000人以下であること。
- ③売上（事業収入）の減少が前々年同月比（令和元年と令和3年を比較）で20%以上の減少率であること。（ただし、農業者においては、前々年比で20%以上の減少率であること。）
※下記参照
- ④今後も事業継続の意思があること。

売上減少率

【前々年同月比の売上減少率】

- ➡ 「令和3年1月から12月までのいずれか1カ月の売上額（対象月A）」と「令和元年中の同月売上額（B）」を比較

【令和2年1月1日から令和2年12月31日の間に創業した事業者の売上減少率】

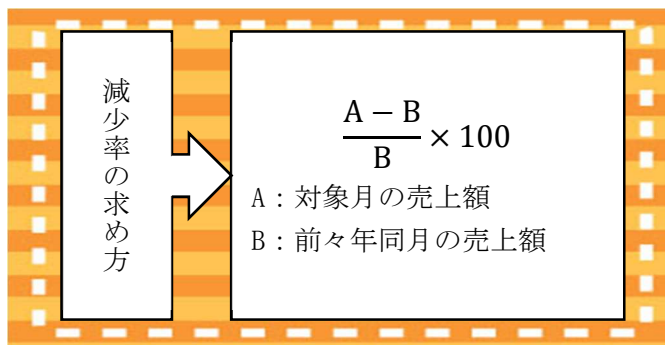
- ➡ 「令和3年1月から12月までのいずれか1カ月の売上額（対象月A）」と「創業月から令和2年12月までの任意の3カ月の売上額の平均（B）」を比較

【令和3年1月1日以降に創業した事業者の売上減少率】

- ➡ 「令和3年1月から12月までのいずれか1カ月の売上額（対象月A）」と「創業月から令和3年12月までの任意の3カ月の売上額の平均（B）」を比較

【1カ月の売上額を算出することが困難な事業者の売上減少率（農業者に限る）】

- ➡ 「令和3年分の売上額（A）」と「令和元年分の売上額（B）」を比較



◆ 支給額 ◆

- ・ 飲食店関連事業者・宿泊業・一般貸切旅客自動車運送業・一般乗用道路旅客運送業 30万円
- ・ 町内において営業をしている事業所を有し、事業収入を得ている法人又は個人 20万円
- ・ 飲食店（休業協力・感染リスク低減支援金（拡充事業）を受けた事業者） 10万円

【飲食店関連事業者とは・・・】

飲食店と直接取引がある、日本標準産業分類に掲げる、「食料品製造業」「飲食料品卸売業」「飲食料品小売業」「洗濯業（普通洗濯業・リネンサプライ業）」「廃棄物処理業」「物品賃貸業」及び「飲食店に直接販売を行う農業者」等



◆ 申請に必要な書類 ◆

- 栗山町中小企業等事業継続給付金申請書
- 誓約書

法 人	<input type="checkbox"/> 令和元年分確定申告書 別表一の控えの写し、法人事業概況説明書の控え（両面）の写し <input type="checkbox"/> 令和3年分の対象月の売上台帳等
個 人	<input type="checkbox"/> 令和元年分確定申告書B 第一表の控えの写し <input type="checkbox"/> 青色申告 所得税青色申告決算書の控え（両面）の写し <input type="checkbox"/> 白色申告 収支内訳書の控え（両面）の控え、収支内訳書の売上金額欄の月毎の台帳等 <input type="checkbox"/> 令和3年分の対象月の売上台帳等

許認可証（飲食店関連事業者及び宿泊業、一般貸切旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業の場合）

（例）一般酒類販売業許可、食料品等販売業営業許可、一般廃棄物処理業許可、産業廃棄物処理業許可、旅館業営業許可、クリーニング業許可等

- 取引先伝票の写し（申請事業者の業種が飲食店関連事業者の場合）
- 飲食店営業許可証、喫茶店営業許可証（申請事業者の業種が飲食店の場合）
- 通帳の写し（見開き1ページ目）
- 本人確認書類
 ※運転免許証、マイナンバーカード（通知カード含む）、パスポート、健康保険証等
- 印鑑

◆ 申請受付期間 ◆

令和3年3月25日（木）～令和4年3月15日（火）

◆ 申請場所及び問い合わせ先 ◆

栗山町ブランド推進課 企業・労働グループ ☎0123-73-7516

